



長野県報

8月8日(木)
令和元年
(2019年)
第28号

目次

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)..... 1

告示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課)..... 2

解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)..... 2

基本測量の実施(建設政策課)..... 2

公共測量の終了(建設政策課)..... 2

長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し(会計課)..... 3

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 3

長野県選挙管理委員会規程の一部改正(選挙管理委員会)..... 3

公告

随意契約の相手方の決定(生活排水課)..... 3

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)..... 4

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 5

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 5

特定調達契約に係る一般競争入札(道路建設課)..... 5

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 9

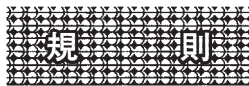
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道事業課)..... 9

警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)..... 9

特定調達契約に係る落札者の決定(捜査支援分析課).....10

特定調達契約に係る落札者の決定(東北信運転免許課).....10

正誤(選挙管理委員会).....11



建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布
します。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第8号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和35年長野県規則第63号)の一部を次の
ように改正する。

目次中「定期報告」を「維持保全、定期報告」に、「第4条」
を「第3条の2」に改める。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該建築主事はその事務を行うことができない場合は、
前項に規定する建築主事がこれを行うものとする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 維持保全、定期報告、検査等

第2章中第4条の前に次の1条を加える。

(維持保全に係る建築物の指定)

第3条の2 法第8条第2項第2号の規定により特定行政庁が指定
する建築物は、事務所の用途に供する建築物で、地階を除く階数
が5以上で、かつ、その用途に供する3階以上の部分の床面積の
合計が1,000平方メートルを超えるものとする。

第4条中「により、」を「により」に改め、同条第1号中「又は
3階以上の階でその」を「又は法別表第1の(イ)欄の用途に供する
部分の床面積の合計が200平方メートルを超え、かつ、3階以上の
階で学校の」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 前条に規定する建築物

第6条第1項第2号中「又は旅館の」を「若しくは旅館の用途又は法別表第1の(イ)欄の(四)項に掲げる」に改め、同項第3号中「又は旅館の」を「若しくは旅館の用途又は法別表第1の(イ)欄の(四)項に掲げる」に改め、「及び第5号」を削る。

第10条中「建築物の積雪荷重に関する制限」を「建築物の垂直積雪量に関する制限」に改める。

第22条第1項第3号及び第3項第3号中「第1条の3第1項の表2の(30)の項の(ろ)欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項の(ろ)欄」に改める。

様式第1号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号)(第10条関係)

建築物の垂直積雪量に関する制限		
この建築物は、次の条件で設計されています。 記載された垂直積雪量を超えないように雪下ろしが必要です。		
条 件	垂直積雪量	単位荷量
	cm	N/(m ² ・cm)
設計者氏名		
施工者氏名		
しゅん工年月日	年	月 日

(備考) 大きさは、縦20センチメートル以上、横25センチメートル以上とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の定める様式により表示されている建築物の積雪荷重に関する制限は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に定める様式により表示された建築物の垂直積雪量に関する制限とみなす。

建築住宅課



長野県告示第141号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」と

いう。）として次のとおり指定します。

令和元年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地の区域（要措置区域）
諏訪郡下諏訪町5036番1の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 法第7条の規定により指示した措置
地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第142号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東御市新張字新張山758の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第143号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年8月8日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
基本測量 高精度火山標高データ整備（浅間山地区）
- 2 作業期間
令和元年8月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第144号

南箕輪村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年8月8日